

# 第3期

## 津久見市教育大綱

令和8年3月  
津久見市

はじめに

本市は、総合計画に掲げる「「地域の力」がつどい未来を創るまち、津久見 ～やっぱりいいやん、つくみ～」を本市の目指す将来像として、「第 6 次津久見市総合計画」を令和 8 年 3 月に策定し、まちづくりを進めていきます。

教育行政については、第6次津久見市総合計画において、教育・文化分野における基本構想「多様な「人財」を育む地域 ～人が育ち、地域がつながる～」を掲げ、学校教育、社会教育、青少年の健全育成、地域文化・伝統芸能、スポーツ・レクリエーションについて基本施策を推進していきます。

本市では、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、令和3年10月に「第2期津久見市教育大綱」を策定し、本市の目指す基本的な教育、学術及び文化の振興に関する総合的な取組を推進してきたところです。

このたび、この大綱の実施期間が終了することにもない、社会や教育環境の変化を見据えるとともに、これまでの取組の評価・検証を行い、令和8年度から令和12年度までを実施期間とした「第3期津久見市教育大綱」を策定しました。

本大綱は、「Well-Being(ウェルビーイング)」の観点を通じて、ふるさとを愛し、確かな学力と豊かな心、健康な体を持った津久見っ子を家庭・学校・地域が連携して育成し、人口が減少する中で、子どもから大人まで市民一人ひとりが津久見市にとっての宝であり、様々な場面において、人を大事にする取組を行っていきます。

令和8年3月

津久見市長 石川 正史

## 1. 策定の趣旨

教育大綱は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものです。

## 2. 大綱の位置づけ

津久見市教育大綱は、国の「第4期教育振興基本計画」を参酌するとともに、「第6次津久見市総合計画」との整合を図りながら、本市の教育施策などを推進するための基本的な計画として位置づけられるものです。

## 3. 大綱の期間

この津久見市教育大綱の対象期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

なお、今後の国の動向や社会・教育情勢等の変化を踏まえ、状況に応じて適宜見直していくものとします。

## 4. 基本構想

多様な「人財」を育む地域 ～人が育ち、地域がつながる～

人口が減少する中で、子どもから大人まで一人ひとりが津久見市にとっての宝です。学校教育のほか、子どもから高齢者までが、お互いを尊重した多様性を認め合う心の醸成、伝統芸能や地域文化の継承、スポーツなどを通じて、郷土愛豊かな「人財」を育成することが重要です。

さらに、地域コミュニティの維持・強化を図り、人のつながりや地域への愛着を市民が実感しながら、これからの津久見を彩る多様な「人財」が育まれる地域を目指します。

## 5. 基本施策

### (1) 学校教育

#### ① 幼児教育への支援

・認定こども園からスムーズな小学校生活への移行が図られるよう、就学時の幼児の不安解消に努め、関係者の相互理解を深めるとともに、小学校との連携を進めていきます。

・地域の各種イベントへの参加協力を呼びかけ、子どもが地域資源(地域の方々・自然・食・歴史など)とふれあえる機会を増やし、郷土に誇りを持ち大切に想う心の醸成につなげます。

#### ② 確かな学力を育む教育の推進

・知識や技能、思考力・判断力・表現力を身に付けることはもちろんのこと、これに加えて、学ぶ意欲や自分で課題を見つけ、自ら学び、主体的に判断し行動することによって問題解決する資質や能力等の学力向上対策を推進します。

・情報化社会への対応、人権意識の高揚等、学校教育本来の目的である個性・創造性を尊重した児童生徒の育成はもとより、将来にわたって学び続ける意欲を持った児童生徒の育成を目指し、個々の発達に応じた学習指導の充実を図ります。

・特別支援教育では、特別支援学級の充実だけでなく、子どもの障がいの多様化などに適切に対応し、支援を行うため、児童生徒のニーズに応じた教育の充実を図ります。

#### ③ 健やかな体を育む教育の推進

・関係団体等と協力し、津久見の農林水産物を使った郷土料理の紹介などを取り入れながら、津久見に伝わる食文化に関する学習の機会を提供し、食事の大切さや楽しさを学ぶとともに、豊かな心の形成と食育推進を図ります。

・子どもの体力が低下傾向にあり、生活習慣の乱れや肥満の増加等が指摘されている現状を踏まえ、子どもが生涯にわたって積極的にスポーツを親しむ習慣・意欲及び能力を育成するため、スポーツ環境の充実を図ります。

・歯の健康とむし歯予防のため、学校において、児童生徒を対象にフッ化物洗口などの取組を行います。

・体育専科教員や栄養教諭の活用により、児童生徒たちの運動への愛着や食育への関心の向上を図ります。

#### ④ 豊かな心を育む教育の推進

・豊かな心を育むための道徳教育や読書活動の推進を図るとともに、本市の豊か

な自然環境での体験学習、第1次産業をはじめ各産業と連携した職業体験など、多様な体験学習を推進していきます。

・また、人権・部落差別解消推進に係る課題を教育課程に位置づけ、全教育活動のなかで発達段階に応じた指導の充実を図ります。

・家庭や地域社会との連携を深め、ボランティア活動や社会体験・自然体験活動等を通して、人権を尊重しようとする生活習慣や態度の定着、差別を見抜き差別を許さない心の育成に努めます。

### **⑤ 地域とともにある学校づくり**

・学校公開などにより、地域とともにある学校づくりを推進するとともに、コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)により、家庭、地域との信頼関係に基づく教育活動に取り組み、子ども、学校、地域の実態を十分把握し、学校の創意工夫・伝統文化等をいかした特色ある学校づくりを推進します。

・子どもが安心して教育を受けることができるよう、家庭や地域が一体的に活動し、関係機関との連携・協働により子どもの安全を守る取組や共に育て・共に育つ取組を継続的に実施します。

・1市1校である「大分県立津久見高等学校」が、地域にとって有益な人材を育成する魅力ある高校づくりを実現できるよう、同校の学校運営協議会や地域振興協議会を通じて支援するとともに、小・中・高の連携を進めながら、本市中学校からの進学率の向上を図ります。

・市が実施する事業等において、津久見高校と積極的な連携を図ります。

### **⑥ 教育環境の整備**

・学校施設については、安全・安心を確保しつつ、教育環境の向上と老朽化対策の一体的な整備を計画的・効率的に推進します。

・一人一台のタブレットなど、ICT機器を活用した児童・生徒の情報活用能力を育てるとともに、ICTを使った授業の充実を図るため、計画的なICT教育環境整備を進めます。

## **(2) 社会教育**

### **① 市民学習の推進と学習環境の向上**

・公民館機能を旧第二中学校跡地へ計画的に移転し、利用者の利便性向上を図ります。

・市公民館は社会教育の拠点として、子育て世代から高齢者まで多様なニーズに応じた学級や講座を充実させ、公民館活動の振興を図ります。

- ・市民図書館では、利用者ニーズを基に、最新で幅広い分野の資料収集を図るとともに、Wi-Fi 環境を活用した学習の場としての定着を図ります。
- ・玄関ホールを活用した企画展示等の充実を図り、市民の文化活動の向上を支援するとともに、市民図書館の利用促進に努めます。
- ・市内に点在する地質資源の市民認知度向上を図るため、子どもから高齢者まで幅広い世代を対象とした学習会を開催するとともに、情報発信に努めます。また、文化財や産業の成り立ちなどを学ぶ機会の提供にも取り組みます。

### **(3) 青少年の健全育成**

#### **① 家庭・学校・地域の連携推進**

- ・子どもの発達段階に応じた家庭環境に関する学習会を開催するとともに、子育て中の親が家庭教育について気軽に相談・情報収集できる場を提供します。また、将来親になる世代に対しては、豊かな社会性、人格を育てていくための体験機会を提供します。
- ・各種団体、学校、家庭の連携により「あいさつ運動」などを通じて規範意識や礼儀を育む基礎づくりを推進します。
- ・家庭・学校・地域の協働のもと、週末や放課後における子どもの居場所づくりや体験学習の充実により、確かな学力と豊かな心の育成を図ります。
- ・学校との連携・協働による「地域協育力」向上の取組においては、指導員の資質の向上や地域住民の参画を得た活動の実施など、内容の充実を図ります。

#### **② 青少年の安全確保と見守り体制の充実**

- ・地域全体で子どもを犯罪等の被害から守るため、地域住民の協力や警察等関係機関との情報交換を行い、迅速な犯罪等の情報提供を含めた地域防犯体制を強化します。
- ・青少年の非行防止やインターネット上の犯罪・トラブルの未然防止に向け、関係機関や家庭、学校が連携・協働し、総合的な非行防止対策を推進します。
- ・子どもたちの登下校時の通学路等の安全確保のため、地域と連携して活動を推進します。

### **(4) 地域文化・伝統芸能**

#### **① 伝統文化・文化財の保存・活用と継承**

- ・令和8年度から10年間の計画期間がスタートする「市文化財保存活用地域計画」に基づき、多種多様な情報発信を行うとともに、市民が身近な文化財の価値を再

認識できるよう取り組みます。文化財の価値を知ることによって文化財を守り、まちづくりや教育などに活かすという「知る・守る・活かす」の流れを推進し、地域での存在価値を高めながら次世代への継承を図ります。

- ・本市の歴史や文化、風土、地域に残る史跡について、市民への周知を図るため、活動団体と連携して普及活動を進めます。また、学校教育や社会教育の場など、文化財とふれあう機会を創出します。

- ・「津久見扇子踊り」については、地域の宝として後世に伝えていくため、学校のふるさと教育の一環での実践や、地域イベント開催を通じた若い世代への普及・体験活動の提供などの取り組みを推進します。

- ・市内各地に残る伝統芸能や各地区に受け継がれている行事に関しては、「市伝統芸能等保存連絡協議会」における意見交換や団体間の連携を通じて、後継者の育成を図り、保存・継承に努めます。

- ・津久見市の歴史や基幹産業などを学ぶことが子どもたちの津久見市への愛着や誇りの醸成につながる「つくみ学」の造成を図ります。

## **② 市民の文化・芸術活動の支援**

- ・文化活動の成果発表の場や市民が交流する場を設け、文化の発信とふれあいの輪の拡大を図ります。文化活動団体を支援し、市民の主体的な活動を推進します。

## **(5) スポーツ・レクリエーション**

### **① 生涯スポーツ・レクリエーションの推進**

- ・総合型地域スポーツクラブと協働して、より多くの市民が日常生活の中で定期的・継続的にスポーツやレクリエーションに親しめる環境を整備・充実させるとともに、地域で活動する指導者の育成と研修による資質向上を図ります。

- ・福祉や保健分野と連携し、軽スポーツ等の普及を進め、健康寿命の延伸や介護予防につながる取組を進めます。

- ・市民が利用しやすいスポーツ施設の管理運営体制を充実させ、多彩なスポーツイベントや、スポーツ交流の機会を広げます。

### **② 競技スポーツの環境整備**

- ・各種競技における競技人口の拡大と競技力の向上を図るため、競技施設の整備や改修など、競技環境の充実に努めます。